国土交通省大臣官房福利厚生課では、産前産後休暇を予定している職員に替わり、以下の医療職に従事する看護師（産前産後休暇代替任期付職員）を募集します。

１．勤務地

東京都千代田区霞が関２－１－３　中央合同庁舎第３号館　国土交通本省診療所

２．職務内容

国土交通本省診療所における看護師業務、診療所運営に係る業務

３．募集人員

１名

４．採用予定期間

令和９年１月１２日　～　令和９年４月１８日（予定）

※上記任用期間中、その勤務を良好な成績で遂行した場合には、引き続き、当該産休職員の育児休業期間中における育休代替任期付職員として再採用される可能性があります。 なお、育休代替任期付職員としての任期は、概ね１年程度を予定しています。

※採用日は状況等により変更する場合があります。

５．応募資格

上記２の職務内容に従事することに鑑み、以下の（１）及び（２）のすべての要件を満たす方とします。

（１）資格

（イ）日本国の看護師免許を取得している者

（２）経歴・実務経験

（イ）当該採用期間にわたり継続して勤務が可能であること。

（ロ）Office ソフト（Word・Excel・PowerPoint など）を使用した実務経験、または同等のスキルのある者

ただし、以下に該当する方は応募できません。

（１）日本の国籍を有しない者

（２）国家公務員法第 38 条の規定により国家公務員となることができない者

○拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者

○一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から 2 年を経過しない者

○日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党、その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

（３）平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣言を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

６．待遇等

（１）採用形態

産前産後休暇に伴う任期付の職員として採用します。国家公務員法に基づく守秘義務や兼職制限等が適用されます。

（２）給与

給与については、これまでの経歴等を考慮の上、国家公務員の給与規定（一般職の職員の給与に関する法律等）に基づき、決定します。

（３）勤務時間・休暇

原則として週５日勤務、午前９時３０分から午後６時１５分（土、日、祝日、年末・年始（12 月 29 日から１月 3 日）を除く。休憩時間１時間（昼休み）含む。必要に応じて超過勤務あり。）

年次休暇のほか、病気休暇、特別休暇があります。

（４）加入保険等

国家公務員共済組合に加入

７．選考方法

一次選考　書類選考

二次選考　面接

※書類選考の結果、二次選考を行うこととなった方のみ、二次選考の日時・場所等をご連絡いたします。

８．応募方法

次の書類を応募期限までに提出先あて郵送してください。応募書類は合否の結果によらず返却いたしません。なお、応募書類に記載されている個人情報は、選考のために使用するものであり、他の目的に使用されることはありません。

（１）提出書類

・履歴書（様式自由、顔写真を貼付のこと。）

・職務経歴書（様式自由）

・小論文（テーマ「臨床現場で最も大切にしている視点と、チーム医療における看護師の役割について」、１０００字程度、様式自由）

（２）応募受付期間

令和８年１１月１２日（木）～令和８年１１月２７日（金）必着

（３）提出先

〒１００－８９１８

東京都千代田区霞が関２－１－３

国土交通省大臣官房福利厚生課　任期付職員採用担当

電話：０３－５２５３－８１１１（内線２２－１２３）

９．その他

採用内定者に選考された方は、短期間で採用関係の書類を整えてご提出いただきます。健康診断を自己負担で受診した結果、学歴を証明する書類（卒業証明書等）、職歴を証明する書類（在職証明書等）などが事務手続きで必要となります。